

添 付 書 類 一 覧 (解体業)

◎印は必ず添付するもの、○印は該当する場合のみ添付するものです。

添付書類	様式番号	新規申請		更新申請		備考
		法人	個人	法人	個人	
1 申請者等の状況	26号	◎	◎	◎	◎	
2 解体業の用に供する施設の概要(解体施設)	27号	◎	◎	◎	◎	
3 解体業の用に供する施設の図面等	解体施設の敷地内における配置図	—	◎	◎		
	解体施設の図面(平面図、立面図、断面図、構造図)、設計計算書及び付近見取り図	—	◎	◎		
4 解体施設の所有権等	解体施設の所有権申立書	—	○	○		所有権を有しない場合は、賃貸借契約書の写しを添付
	解体施設設置場所の土地の登記事項証明書	—(※)	◎	◎		交付日から3か月以内のもの
	解体施設に係る建物の登記事項証明書	—(※)	◎	◎		
	当該土地等の賃貸借契約書の写し	—	○	○		設置場所が借地等の場合に添付
5 標準作業書		◎	◎	◎	◎	
6 法第62条第1項第2号イからヌまでのいずれにも該当しないことを誓約する書面	22号	◎	◎	◎	◎	
7 事業計画書及び収支見積書	24号	◎	◎	◎	◎	
8 定款又は寄附行為の写し	—	◎		◎		原本と相違ないことを記載したもの
	法人登記事項証明書	—(※)	◎		◎	交付日から3か月以内のもの
9 申請者の住民票の写し(本籍地記載のもの)	—(※)		◎		◎	交付日から3か月以内のもの
10 申請者の役員の住民票の写し(本籍地記載のもの)	—(※)	◎		◎		交付日から3か月以内のもの
11 発行済株式総数(出資額)の百分の五以上の比率を有する株主(出資者)の住民票の写し(本籍地記載のもの)又は法人登記事項証明書	—(※)	○		○		交付日から3か月以内のもの
12 政令で定める使用人の住民票の写し(本籍地記載のもの)	—(※)	○	○	○	○	交付日から3か月以内のもの
13 申請者が営業に関し成年者と同一の能力を有しない未成年者である場合にはその法定代理人の住民票の写し(本籍地記載のもの)	—(※)		○		○	交付日から3か月以内のもの
14 申請者等が心身の故障によりその業務を適切に行うことができない者に該当しないかどうかを審査するために必要と認められる書類	—(※)	◎	◎	◎	◎	法務局で発行される登記事項証明書を添付する場合は、交付日から3か月以内のもの

「※」印のある書類(住民票の写し等)は、申請者自らが当該書類のコピーに原本証明を行ったものを提出する場合は、原本を省略することができます。

注1 [8欄の「法人登記事項証明書」は全部事項証明書(履歴事項証明書または現在事項証明書)とします。

注2 [9~13欄の「住民票の写し」は、外国人にあっては「住民基本台帳法第30条の45に規定する国籍等が記載されたもの」とします。

注3 [10欄の「役員」には、業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有すると認められる者を含みます。

注4 [12欄の「使用人」とは、広島市域にある本店又は支店の代表者及び解体業に関する契約締結権限を有する者をいいます。

注5 [14欄の「申請者等」とは、9欄、10欄、11欄(当該株主が法人である場合を除く。)、12欄、13欄に掲げる者をいいます。

注6 [14欄の心身の故障によりその業務を適切に行うことができない者に該当しないかどうかを審査するために必要と認められる書類とは、「精神の機能の障害により、使用済自動車の再資源化の業務を適切に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者に該当しないかどうかを審査するために必要と認められる書類」であり、具体的には精神の機能の障害に関する医師の診断書、認知症に関する試験結果、登記事項証明書(成年被後見人及び被保佐人として登記されていないことを証する書類)等になります。

登記事項証明書は、最寄りの法務局・地方法務局(支局及び出張所は不可)戸籍課窓口で直接請求(郵送は不可)してください。

なお、郵送で申請する場合は、東京法務局に請求書を郵送してください。詳細は、最寄りの法務局・地方法務局へ照会してください。

郵送請求先: 東京法務局民事行政部後見登録課 [〒102-8226 東京都千代田区九段南1-1-15 九段第二合同庁舎7階(TEL03-5213-1234)]

注7 [9欄~14欄の添付書類については、申請者が別に交付を受けている以下に掲げる許可証を提示することにより、添付することを省略することができる場合があります。(ただし、新規申請に限る。)

① 解体業許可証(法第60条第1項の規定による許可)

② 破砕業許可証(法第67条第1項又は第70条第1項の規定による許可)

※1 「別に受けた許可に係る許可証の提出の有無」について、「無」とされているものに限ります。

③ 産業廃棄物収集運搬業許可証(廃棄物処理法第14条第1項又は第14条の2第1項の規定による許可)

④ 産業廃棄物処分業許可証(廃棄物処理法第14条第6項又は第14条の2第1項の規定による許可)

※2 「規則第9条の2第4項(又は第10条の4第4項)の規定による許可証の提出の有無」について、「無」とされているものに限ります。